

3. 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

当金庫は中小企業・個人事業主のお客様・住宅ローンご利用の個人のお客様からのご融資に関する各種ご相談（ご返済・ご返済条件等に関するご相談、経営全般に関するご相談等）及び苦情相談に関して、営業店及び本部に「ご相談窓口及び苦情相談窓口」を設置し、営業店ではカウンターに案内パネルを設置し副支店長を金融円滑化営業店責任者とし、苦情返済相談に対応しております。本部においてはリスク管理部に専用電話を設置し苦情相談窓口として対応しております。

広報内容

(1) ご相談窓口

ご返済に関する相談窓口

【ご相談内容】

中小企業・個人事業主のお客様・住宅ローンご利用の個人のお客様からのご融資に関する各種ご相談（ご返済・ご返済条件等に関するご相談、経営全般に関するご相談等）

全店舗にて受付

受付時間：営業時間内 9時～15時まで受付いたします。

(営業時間外は17時まで各営業店にて電話で受付いたします)

フリーダイヤル

0120-60-1130

受付時間 9時～17時

全店舗及びフリーダイヤル共に、土日祝日及び年末年始の休業日は除きます。

(2) 苦情相談窓口

ご返済条件の変更等に関する苦情相談については、各営業店副支店長または次の相談窓口をご利用下さい。

青梅信用金庫 お客様相談室 専用電話 0120-00-2085

受付時間 平日9時～17時